

# 小川町第四次総合振興計画

(第1編 計画の背景、第2編 基本構想)

## 案

活気ある未来

平成17年11月

小川町



# 目 次

第1編 計画の背景.....	1
第1章 計画の目的.....	1
第2章 計画の構成.....	1
第3章 時代の流れ.....	2
1 人口減少と少子高齢化.....	2
2 高度情報化.....	2
3 国際化.....	3
4 成熟社会化.....	3
5 環境問題.....	4
6 地方分権.....	4
第4章 まちの基礎.....	4
1 まちづくりの歴史.....	4
2 町の位置.....	5
3 交通条件.....	5
第5章 人口・世帯の推移.....	5
第6章 主要な課題.....	6
1 人口問題への対応.....	6
2 地域経済の活性化.....	6
3 人材の育成.....	7
第2編 基本構想.....	8
第1章 計画の名称.....	8
第2章 計画の基本理念.....	8
第3章 まちの将来像.....	9
第1節 まちづくりの目標.....	9
1 将来像.....	9
2 将来像を実現するための目標.....	9
第2節 人口の見通し.....	9
第3節 土地利用の構想.....	10
1 土地利用の基本方針.....	10
2 土地利用構想.....	10
3 土地利用の誘導.....	11
第4章 主要な施策.....	13
1 人口減少時代への対応.....	13
2 魅力あるまちの形成.....	13
3 町民と行政の協働.....	14

第5章	施策の大綱 .....	15
1	参加と協働 .....	15
2	教育・文化の振興.....	15
3	都市基盤の充実.....	15
4	生活環境の整備.....	15
5	保健・医療・福祉の充実.....	16
6	産業の振興 .....	16
7	計画の推進 .....	16

# 第 1 編 計画の背景

## 第 1 章 計画の目的

小川町では、昭和 49（1974）年に「小川町総合振興計画基本構想」（将来像は「空気のきれいな緑の町」）、昭和 60（1985）年に「小川町第 2 次総合振興計画」（「豊かな緑と清流にいだかれ、若者の夢が育つ国際工芸・文化・教育のまち」）を、また平成 8（1996）年に「小川町第 3 次総合振興計画」（「みんなが快適に暮らせるまち」）を策定して、計画的に総合的なまちづくりを進めてきました。

小川町の人口は、第 3 次総合振興計画（平成 8 年度～17 年度）の後期基本計画の策定時、既にその増加傾向が鈍くなっていたため、目標人口を下方に修正（平成 17 年の目標を 46,000 人から 40,000 人に変更）しましたが、実際には、平成 9（1997）年をピークにそれまでの増加傾向から減少に転じています。

さらに、バブル経済の崩壊による平成不況（第一次 1991 年～93 年、第二次 1997 年～99 年）で、国や地方自治体の財政は悪化して、小川町の財政も近年厳しさを増しています。

このような状況の中で、小川町第 4 次総合振興計画は、さらに計画的な行財政運営や改革を進め、充実した住民サービスの提供と住民福祉の一層の向上を目指すために策定するものです。

また、この計画推進のためには、町民の主体的な参加が必要であり、町民と行政との協働によるまちづくりに取り組みます。

## 第 2 章 計画の構成

小川町第 4 次総合振興計画は、平成 18(2006)～28(2016)年の 10 か年のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と、その前半の 5 か年の事業内容を示した「基本計画」、さらに事業の財源を示した当初 3 か年の「実施計画」からなります。

### （ 1 ）基本構想（10 か年）

町民参加を基本にして、小川町の特性を生かした将来の町のよりよい姿を想定し、その実現のための「施策の大綱」を定めたものです。

### （ 2 ）基本計画（前期、後期 5 か年ずつ）

基本構想に基づいて、行政の主要施策と事業を分野別にまとめたものです。また、その実施状況や成果を評価して、計画自体の見直しを行うしくみを備えています。

### (3) 実施計画(3か年)

基本計画の施策を実施するため、財政状況を考慮した3か年の具体的事業内容を示したもので、毎年見直しをするものです。

## 第3章 時代の流れ

---

近年、社会経済環境は著しく変化しており、時代の流れを的確に捉えたまちづくりが求められています。

### 1 人口減少と少子高齢化

わが国の人口は、平成18(2006)年をピークに減少すると推計されています。小川町の人口も平成9(1997)年以降減少を続けており、人口動態を見ると出生より死亡が、転入より転出が多くなっています。効率的な財政運営を行うためにも、人口規模に見合った都市づくりが課題となっています。

人口が減少する要因の一つである少子化は、国の合計特殊出生率が平成15(2003)年に1.29で、人口を維持するのに必要とされる2.08を大幅に下回っています。少子化社会白書によると、少子化の原因として晩婚や未婚化、夫婦の出生力の低下などがあげられていて、子育てに費用がかかる、仕事と子育ての両立が大変、夫の育児への協力が得られないなどの理由が指摘されています。小川町の合計特殊出生率は、平成15(2003)年に1.22で国を下回る水準です。

わが国は、少子化と長寿化によって急速に高齢化が進んでいて、平成15(2003)年の高齢化率は19.0%ですが、平成27(2015)年には26.0%になると予想されています。小川町の高齢化率は、このまま推移すると、平成27(2015)年には28.2%になると予想され、高齢者がいきいきと生活が送れるような社会の仕組み作りが求められています。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む子どもの数。

### 2 高度情報化

携帯電話やインターネットの普及は、社会の高度情報化を急速に進め、産業分野に加えて町民生活の場面においても大きな変化をもたらしています。情報化の進展で、住む場所や働いたり学んだりする場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになっていくと考えられています。

さらに、国では、ユビキタスネット・ジャパン構想(総務省)を策定し、ITやICTなどを推進しています。

高度情報化社会では、生活に必要な行政サービス情報を、インターネットなどの利用により、

いかに早く正確に提供できるか、また、正しい情報活用のための情報リテラシー教育の推進や個人情報の保護などが課題となっています。

ユビキタス：ユビキタスとは、ラテン語で「遍在」「いつでも、どこにでも存在する」という意味。あらゆるコンピューターがネットワークに接続された状態で、誰もが、いつでも、どこでも情報にアクセスできる状態。

IT：インフォメーション・テクノロジー。情報技術。

ICT：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、ITではなく、ICTを用いる例が増えている。（「ユビキタスネット・ジャパン構想」総務省 2005）

情報リテラシー：情報を活用する能力のこと。

### 3 国際化

交通・通信手段の高度化により、日常生活や経済活動における国際化が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化して、私たちの生活は豊かで便利になっています。

一方、人件費などが安く、巨大な市場を抱える中国などへ多くの企業が流出し、製造業の空洞化が発生しています。国内産業は、より高度な技術開発や国際分業、外国人労働者の受け入れなどによる活性化が必要です。

また、国では、外国からの観光客の誘致も積極的に進めていて、地方自治体の国際化に対応した施策は、国際交流を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすい環境整備を中心としたものへと広がり、今後も積極的な取り組みが求められています。

こうした中、都心から日帰り観光圏内に位置する小川町では、特色ある日本文化と自然を体験できる地域として、外国人観光客の誘致に向けた一層のPRや受け入れ態勢の整備が課題となっています。

### 4 成熟社会化

近年、物の豊かさよりも心の豊かさ、新しさや刺激よりもやすらぎが求められるとともに、個人の自由な選択と自己責任が重視されるようになり、また、自然はかけがえのないものとして再認識されるなど、人々の社会に向けるまなざしに変化が表れています。

一方、男女が固定的な役割分担にとらわれず、社会の対等な構成員として尊重し合い、あらゆる分野に共に参加し、共に責任を担おうとする男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあります。

また、阪神淡路大震災をきっかけとしてボランティア活動が活発化し、様々な住民活動が行われるようになり、NPO（非営利組織）活動やコミュニティビジネスなど、地域の課題解決のための住民による取り組みが、重要な力として期待されています。

コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

## 5 環境問題

平成 17(2005)年 2 月には京都議定書が発効し、二酸化炭素の排出量の大幅な削減が日本にも課せられていますが、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題への対応は、産業活動によるものだけでなく、自動車の排気ガスやエネルギーによっても発生するため、一人一人の身近な日常生活からの改善が必要です。

また、ダイオキシンや環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）などの合成化学物質による新しい環境問題も発生しています。このため、小川地区衛生組合では、ごみ焼却場の焼却炉の改修などを行いダイオキシン対策に取り組んでいます。

さらに、小川町には、豊かな自然環境が残されており、不法投棄の防止、緑の保全、生態系の保護などをはじめとして、総合的な環境保全に取り組んでいく必要があります。

## 6 地方分権

人々の価値観や生活様式が多様化・個性化する中で、生活の質の向上や自己の実現、真に豊かさを実感できる地域づくりが求められています。

このような住民の要望にきめ細かく対応するためには、それぞれの地域に密着した市町村に国や県の事務を移し、その地域の特色を生かした分権型社会を実現することが必要です。

このため、行政組織を整備し、職員の能力を向上させるとともに、これまでの施策・事業について積極的な見直しを行うなど、行財政運営の徹底した改革が求められています。

こうしたことから、市町村合併は小川町の大きな課題となっています。

# 第 4 章 まちの基礎

---

## 1 まちづくりの歴史

奈良時代の文書に「武蔵国紙」と記すものがあり、当地方で和紙生産が行われていたとする説があります。

鎌倉時代の文永 6（1269）年、鎌倉の僧仙覚は、当地麻師宇郷で「万葉集註釈」を書写しています。

江戸時代初期には、一部の村が大名の領地となり、その他の村々は幕府直轄領や旗本知行地となり、幕府直轄領の村々ものちに旗本知行地に移りました。

中心市街地の小川村では、商家が軒を連ね、月 6 回の定期市が開かれ、周辺地域で生産される紙・絹等が取り引きされ、江戸から秩父に至る道と八王子から上州に至る道が交差していた

ため、物資集散の地としても繁栄しました。

明治 22 (1889) 年、町村制施行に伴う合併により、小川町・大河村・竹沢村・八和田村が設置されました。

昭和 30 (1955) 年、4 か町村が合併して小川町が誕生し、翌年 1 月、寄居町西古里及び鷹巣の一部が編入されました。

昭和 50 年代以降、大型住宅団地が造られ、人口が急増しましたが、平成 9 (1997) 年以降は人口が漸減し、近年では少子高齢化、若年層の転出などにより減少が続いています。

平成 2 (1990) 年、和紙・裏絹・建具・酒等特産物の多い当町では、県内各地の伝統工芸品を展示する埼玉伝統工芸会館を開館しました。

また、当地方は昔から武蔵の小京都と呼ばれてきたことから、平成 8 (1996) 年、全国京都会議に加入しました。

## 2 町の位置

小川町は、埼玉県のほぼ中央の比企郡に位置し、東西約 11 k m、南北約 10 k m、面積は 60.45 k m<sup>2</sup>で、南は玉川村、都幾川村、東は嵐山町、西は秩父郡東秩父村、北は大里郡寄居町に接しています。

## 3 交通条件

小川町は、東武東上線、J R 八高線、一般国道 254 号、県道などによって周辺都市と結ばれています。

東武東上線で池袋から約 75 分の近さにあり、近年本数も増加してきましたが、輸送力の充実のため複線化を東武鉄道に対して引き続き要請していく必要があります。

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジが設置され、アクセス道路の整備が進んで、自動車交通は大変便利になっています。

# 第 5 章 人口・世帯の推移

---

### (1) 人口の推移

小川町の人口(住民基本台帳)は、平成 9(1997)年の 38,800 人をピークに減少し始め、平成 17(2005)年では 36,730 人となり、平成 9(1997)年に比べて、2,070 人減少しています。

### (2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、年少人口(0~14 歳)は、平成 8(1996)年の 7,112 人(18.5%)から、平成 17(2005)年には 4,568 人(12.4%)となり、2,544 人減少しています。生産年齢人口(15~64 歳)

は、平成 10(1998)年の 26,095 人(67.4%)をピークに、平成 17(2005)年には 25,000 人(68.1%)となり、1,095 人減少しています。老年人口(65 歳以上)は、平成 8(1996)年の 5,536 人(14.4%)から、平成 17(2005)年には 7,162 人(19.5%)となり、1,626 人増加しています。

## 第 6 章 主要な課題

---

次の 3 つを主要な課題として、まちづくりを進めます。

人口問題への対応 地域経済の活性化 人材の育成
-------------------------------

### 1 人口問題への対応

今後、小川町では、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する少子高齢社会が急速に進み、総人口は大幅に減少します。このため、人口構造の変化に対応したまちづくりが急がれます。

高齢者人口の増加は介護保険サービスの増加につながるので、安定した介護保険制度を続けていくとともに、介護予防などへの取り組みを進める必要があります。

生産年齢人口の減少は、地方税(個人町民税)の減少につながるため、これまで以上に、財政運営の徹底した見直しが必要です。

少子化への対策では、保育サービスの充実など子育てへの支援を総合的に進めていく必要があります。

また、小川町では、就労などを目的とした 20 歳代人口の流出が目立ち、この世代の定着を進めるための取り組みも重要な課題です。

### 2 地域経済の活性化

若年世代の定着に向けた取り組みと共通することとして、地域経済の活性化があります。小川町や周辺地域の経済活動を活発にし、就業の場を確保する必要があります。

既存の企業については、商工会を通じて支援を充実するとともに、新たな企業については、環境への配慮を行いつつ、積極的に誘致を進める必要があります。

また、地域の課題を解決するために活動する NPO やコミュニティビジネスについては、これからの産業振興の 1 つの柱として、それぞれの活動を積極的に支援していくことが求められています。

### 3 人材の育成

小川町の継続したまちづくりは、地域の人材力にかかっています。個性ある郷土を活かし愛着をもって活動できる人材の育成は、短期的には、介護や教育、行政などの専門職の能力向上を進めることですが、長期的には、青少年など次世代の心身ともに健全な発達を促すとともに、町民一人一人が持つ能力に磨きをかけ、それを地域で発揮できるようなしくみを創ることです。

近い将来、人口が減少しても、一人一人の持つ力が向上すれば、さまざまな特徴ある力の組み合わせで減少分を十分に補うことができます。

生涯学習、人材育成プログラム、まちづくり活動、学校、行政区・自治会、研修会などの町民活動を支援・強化して、戦略的に小川の人材育成に取り組むことが必要です。

## 第2編 基本構想

### 第1章 計画の名称

---

小川町第4次総合振興計画の名称を『活気ある未来』（仮称）として、計画を推進します。  
緑豊かな自然環境、長い歴史に培われた郷土文化、そして、町民と行政の協働、この3つを資源として、未来に向かってまちづくりを展望します。

### 第2章 計画の基本理念

---

計画の基本理念は、以下の3点とします。

町民の主体的な活動と協働により活力ある地域を創造します。  
町民の財産である自然環境の保全と活用を図ります。  
長い歴史と伝統に培われた文化を継承し発展させます。

町民が、自らの暮らしや環境をより良くしようとする主体的な活動を尊重し、一人一人の能力がまちづくりに生かされるよう最大限の支援を行います。また、行政と町民との積極的な関わりを深め、その協働の力によって新しい活力ある地域づくりをめざします。

小川盆地を中心とする周囲の山々と清流の再生・保全と活用を図り、長い歴史と伝統によって培われてきた文化の息づく風土を継承し発展させます。そして、このような町民の暮らしの舞台を大切にするとともに、新しい時代のまちづくりに活用していきます。

## 第3章 まちの将来像

---

### 第1節 まちづくりの目標

---

#### 1 将来像

『自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち』

自然を愛するとともに、皆が輝き、活力にあふれ、快適に暮らせるまちの実現をめざします。

#### 2 将来像を実現するための目標

将来像を実現するための目標を以下のとおり設定します。

##### 参加と協働（4）

（コミュニティ、住民参加、人権と平和、男女共同参画）

##### 教育・文化の振興（5）

（生涯学習、スポーツ、文化、幼児教育・義務教育、高等教育等）

##### 都市基盤の充実（7）

（土地利用、自然環境、市街地・集落環境、住宅、公園・緑地、道路・交通環境、河川）

##### 生活環境の整備（6）

（環境保全、上水道、生活排水対策、ごみ処理、公害対策、交通安全・防犯・防災・消防）

##### 保健・医療・福祉の充実（7）

（地域福祉、保健・医療、次世代育成、高齢者・介護保険、障害者、低所得者、社会保険）

##### 産業の振興（5）

（農林業、商業、工業、観光、労働行政・消費者行政）

##### 計画の推進（4）

（広報・広聴、行政運営・行政評価、財政運営、広域行政）

### 第2節 人口の見通し

---

小川町の人口は、平成17(2005)年1月1日現在で36,730人であり、近年の動向から見て、平成27(2015)年には32,600人程度にまで減少すると想定されます。今後の新たな企業誘致や産業振興、少子化対策などにより人口減少を抑制する対策を進めていきます。

## 第 3 節 土地利用の構想

---

### 1 土地利用の基本方針

土地利用は、そこで行われる日々の営みの土地への反映であると考え、土地利用の計画では、単に地面をみるのではなく、そこで行われる人々の暮らしをまず構想します。

小川町の自然環境は、町民を支える原風景であり、日々の暮らしにうるおいを与える欠くことのできないものであり、これからのまちづくりの重要な資源です。

土地は、人の手によって十分に管理されてはじめて有効活用されます。都市の維持管理が効率的にできる適切な規模を想定したまちづくりを進めていきます。

### 2 土地利用構想

#### (1) 都市的土地利用

##### 住宅地

既存の住宅地は、土地区画整理事業などを継続しつつ、地区計画制度などの規制や誘導を取り入れることにより良好な住宅地を形成します。また、人口の誘導策を強化するとともに、新たな住宅地については、需要に見合った、計画的な整備を行います。

地区計画制度：地区の特性に応じて公共施設の配置、建築物の用途、形態等の制限などについて総合的な計画を定め、良好な居住環境等の維持・形成を目指した都市計画法上の制度。

##### 商業地

駅周辺の商業地は、商店主や土地所有者と共に、空き店舗の活用などを含む地域の活性化を検討し、整備を進めます。

また、国道 254 号バイパス沿道は商業地などへの転換を図ります。

##### 工業地

新たな企業誘致を推進するため、魅力ある工業地を作るとともに、既存の工業地については、操業環境の保全に努めます。

#### (2) 農山村的土地利用

##### 集落

農村部の集落や山間地の集落は、生活環境を整備するとともに、うるおいのある良好な自然環境を保全します。

##### 農地

土地改良等により整備された優良農地は、生産農地として保全します。また、未整備の農地は、生産性の高い農地への整備を進めます。

#### 保全森林

市街地から見渡す山並の稜線は、町民の原風景として大切であり、また、林業に必要な森林資源としても重要であるため、保全・管理し、保水力を高めます。また、森林を活用する場合は、生態系に十分配慮します。

### (3) ゾーン形成

仙元山周辺を観光ゾーンとして、拠点となる見晴らしの丘公園や埼玉伝統工芸会館などの施設整備、ゾーン内をネットワーク化する遊歩道等の整備を進めます。

### (4) 施設構想

#### 道路

環状1号線などの都市計画道路、国道254号や県道などの幹線道路を整備し、町の骨格を形成し、また、生活道路として、町道を中心に町内ネットワークを整備します。

その他産業用の道路として、農道や林道を整備します。

#### 鉄道

東武東上線は、輸送力増強のため複線化を要請するとともに、周辺土地利用構想にあわせて新駅設置を検討します。

JR八高線についても、輸送力の増強を要請します。

#### 河川

公共下水道や集落排水処理施設などの整備、合併処理浄化槽の設置促進、生活排水対策などを進め、河川の水質浄化に努めます。

河川は、治水対策、生態系の維持、親水空間の確保などを考慮して、総合的な整備を進めます。

#### 公園

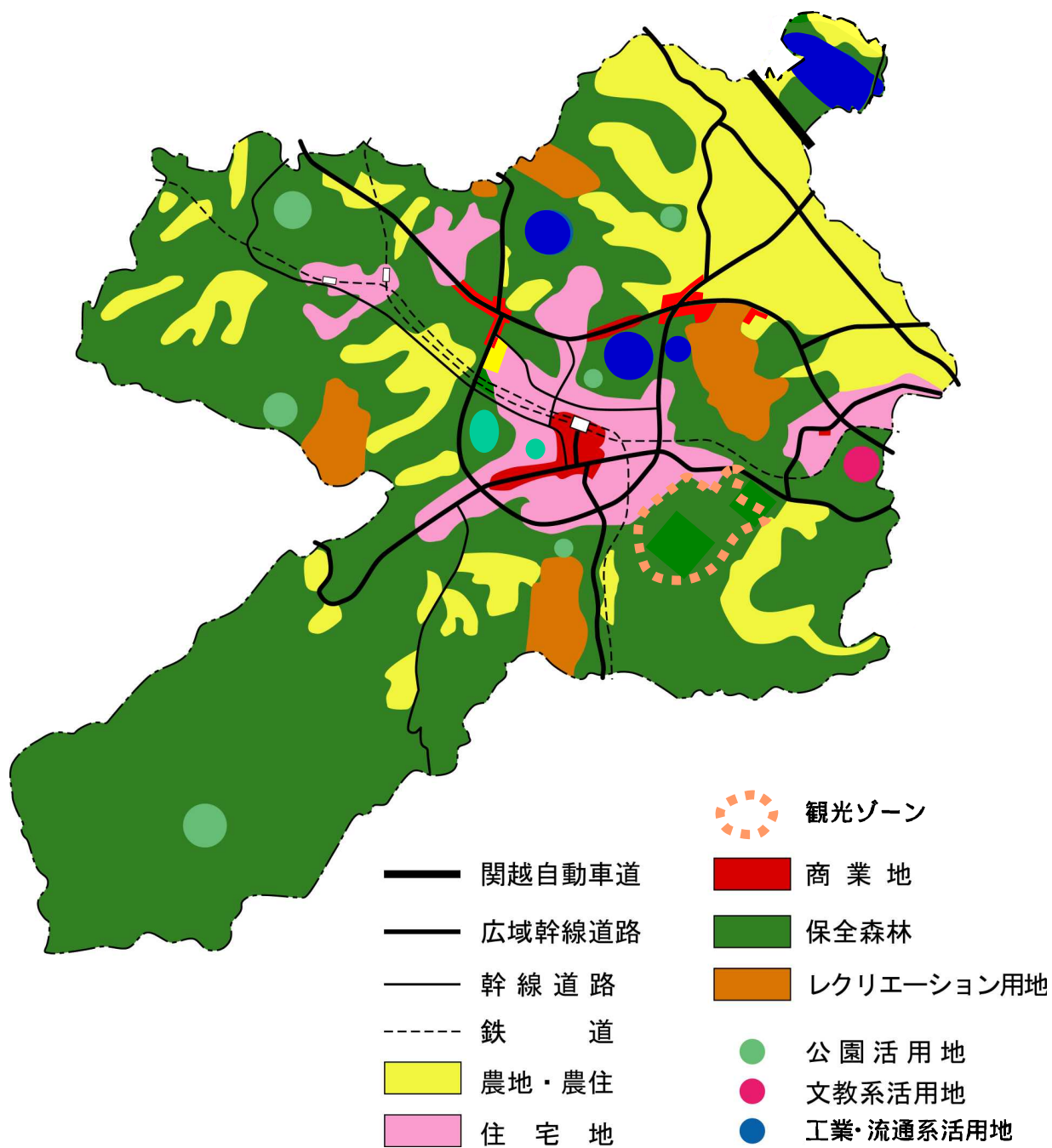
総合運動場の整備や維持管理に努めるとともに、都市公園や緑地を整備します。

また、町民や観光客によく利用される森林には、トイレなど必要最小限の施設を整備します。

## 3 土地利用の誘導

土地利用は、条例等のほか、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用関連法の適切な運用によって、秩序ある誘導を行います。

# 土地利用構想図



## 第4章 主要な施策

---

まちづくりの重点施策は、以下の3点とします。

人口減少時代への対応 魅力あるまちの形成 町民と行政の協働
-------------------------------------

### 1 人口減少時代への対応

小川町は人口減少時代に入り、少子高齢化対策、若年世代の定着、町民人材の育成、行政サービスの最適規模化などが課題です。

少子化対策のため、子育て、子育てを総合的に推進するとともに、高齢者対策として、相談体制を整えるなど老後への不安感の解消に努めます。

また、いきいきとした張りのある生活のために、高齢者の地域・まちづくり活動への積極的な参加を進めます。

減少の著しい20歳代を中心とした若年層の定着に向けた対策は、魅力あるまちの形成と併せて、雇用・娯楽消費・住宅等の問題に取り組みます。

人口減少時代を町民一人一人の能力の向上によって補うため、生涯学習や青少年対策を充実させ、これからのまちを支えていく人材の育成に力を入れます。

また、まちの規模に見合った効率のよい行政システムを作ります。

- 少子化対策の推進
- 高齢者対策の推進
- 若年世代の定着促進
- 生涯学習の推進
- 青少年対策の充実
- 効率的な行政の推進

### 2 魅力あるまちの形成

人や企業にとって魅力あるまちを形成し、招人・集客によってまちを活性化させるため、観光施設の充実、町民のいきいきとしたライフスタイルの紹介や市街地の整備、企業の誘致などを進めることが課題です。

観光客を誘致するため、魅力ある観光資源を発掘・整備するとともに、仙元山見晴らしの丘公園や埼玉伝統工芸会館、農産物直売所などの拠点施設の整備とネットワーク化を進めます。特に、仙元山周辺は観光ゾーンとして総合的な環境整備を進めます。

町民がいきいきとした個性的なライフスタイルを楽しんでいる様子、観光で訪れた人も住ん

でみたいと思えるようなまちの様子を内外に紹介して、小川町のイメージアップを図ります。

また、企業にとっても魅力あるまちとするために、基盤を整備し、各種支援制度を充実させて誘致を進めるとともに、NPOやコミュニティビジネスなど新しい産業の芽の育成にも取り組みます。

- 千客万来運動の推進
- 観光振興プランの推進
- 仙元山観光ゾーンの整備
- 既成市街地の再整備
- 企業の誘致
- まちのイメージアップとPR
- 新ビジネスへの支援

### 3 町民と行政の協働

行政の最大の役目は住民福祉の向上です。町民のニーズに対応し満足度の高いサービスを提供し続けるためには、町民との協働が必要です。いわゆる「三位一体の改革」で地方交付税や補助金などの財源が削減された非常に厳しい財政下では、選択と集中の考え方に基いた行政運営が求められます。

このため、町民が地域の課題に気づき、解決していこうとする主体的な活動を支援し、様々な場面でまちづくり学習を進めます。

さらに、町民と行政との信頼関係を深めるため、積極的な情報の公開、行政情報の提供を行うとともに、町民と行政がともに知恵を出し汗を流す事業にも取り組みます。

- まちづくり学習の推進
- 情報提供の推進
- コスト意識の徹底

## 第5章 施策の大綱

---

### 1 参加と協働

(コミュニティ、住民参加、人権と平和、男女共同参画)

地域づくりの基礎単位である行政区や自治会等の活性化を支援するとともに、ネットワーク型のコミュニティ組織の活動を支援します。また、様々な場面における町民参加を進め、町民主体のまちづくりを展開します。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人の人権問題など、差別のない平和な社会づくりを進めます。

### 2 教育・文化の振興

(生涯学習、スポーツ、文化、幼児教育・義務教育、高等教育等)

公民館や図書館を中心に生涯学習活動を進めるとともに、総合運動場や学校体育施設等でのスポーツ活動を支援します。

歴史のある小川町に培われてきた文化を大切に継承するとともに、新しい時代に応じた多様な文化の創造を支援します。

幼児・義務教育は、子育て・子育て支援とともに、社会変化に対応した地域ぐるみの教育体制づくりを目指します。

高等教育等は、未来のまちづくりの人材である青少年の健全育成のため、小川高校や近接する高等教育機関・企業との連携を強めるとともに、新たな教育機関等の誘致を進めます。

### 3 都市基盤の充実

(土地利用、自然環境、市街地・集落環境、住宅、公園・緑地、道路・交通環境、河川)

土地利用構想に基づいて、乱開発や環境破壊を防止し、秩序ある土地利用を進め、自然環境の保全・回復に努めます。

市街地は、住宅地や商業地、工業地等の適切な利用を進め、集落地は自然的環境を保全しながら生活環境を整備します。さらに、公園・緑地をバランス良く配置します。

道路は、幹線道路網を整備し、生活道路ネットワークにつなげます。町民の移動を便利にするため、鉄道やバス交通を充実します。

河川は、適切な改修と管理を行い、清流の回復に努めます。

### 4 生活環境の整備

(環境保全、上水道、生活排水対策、ごみ処理、公害対策、交通安全・防犯・防災・消防)

環境基本計画に基づき、総合的な生活環境を整備し、社会変化による新たなニーズに対応します。自然エネルギーの活用を進めるなど、環境自治体を目指した取り組みを推進します。

上水道は、安全で安定した供給に努めます。生活排水対策は、公共下水道や集落排水処理施設の整備、合併浄化槽の普及、雨水処理対策を進めます。

ごみ処理については、ごみの減量化を進め、資源循環型社会づくりをめざします。

公害対策は、発生の未然防止、発生源対策に努めます。

交通安全のための教育や施設を充実し、自然災害や地震などのための防災対策を強化し、常備消防・非常備消防など消防体制を充実します。また、地域コミュニティを中心とした防災・防犯活動を支援します。

## 5 保健・医療・福祉の充実

(地域福祉、保健・医療、次世代育成、高齢者・介護保険、障害者、低所得者、社会保険)

地域ぐるみでの支えあいを強め、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動の促進を図ります。

介護予防につながる生活習慣病対策などの保健事業を進めるとともに、医療機関と連携を図り、地域医療体制を充実します。

福祉面では、少子化に対応して次世代育成を強化するとともに、高齢者福祉、障害者福祉、生活弱者への支援を進めます。

国民健康保険などの社会保険は、制度についての理解を広め、健全な運営に努めます。

## 6 産業の振興

(農林業、商業、工業、観光、労働行政・消費者行政)

地域に就労の場を増やすことは、若年世代の定着とまちの活力の向上につながるため、各関係機関との連携による総合的な産業振興を目指します。

企業誘致を進めるため、条件の整った魅力ある場所・土地の情報を発信します。特に、空洞化の進む既存の市街地では、人口の流入対策の一環として、環境に配慮した第三次産業等の誘致を進めます。

地域の課題を地域の資源を使って解決していこうとするNPOやコミュニティビジネスは、和紙のまちづくり、福祉のまちづくり、農のまちづくり、中心市街地の活性化など、多方面での活動を支援します。

既存の産業は、市場での競争力を高めるため、一層の技術革新を支援し、経営相談窓口等を充実します。

シルバー人材センターは、幅広い地域の人材活用・交流の場とします。

## 7 計画の推進

(広報・広聴、行政運営・行政評価、財政運営、広域行政)

町民がまちづくりに活発に参加し、行政との協働が進むよう、広報・広聴活動の充実を図ります。

第4次総合振興計画に基づいて、計画的な行政運営を行うため、法務など職員の専門的な能

力を高めます。また、行政評価システムを充実し、町民満足度の高い行政運営に努めます。

財政運営は、財源の安定確保、歳出の抑制など、徹底した財政改革に取り組みます。

広域行政は、継続した連携を進めるとともに、市町村合併について、今後も、十分な協議を重ねて検討していく必要があります。